



牛久沼土地改良区だより

〒301-0005
茨城県龍ケ崎市川原代 2640-1
TEL 0297-62-0536
FAX 0297-62-9547
編集責任者 中島 淳

牛久沼土地改良区の概況(2023 年 4 月 1 日現在)

■組合員数 2,132 名
■受益面積 14,280,000 ㎡

令和 5 年 5 月 1 日発行

御 挨 拶

牛久沼土地改良区 理事長 中島 淳



令和 5 年度の用水期を迎えております。

日頃、牛久沼土地改良区の運営、及び川原代 2 区 3 区地区パイプライン事業につきまして深いご理解とご協力をいただいておりますことに衷心より御礼を申し上げます。

過日、令和 5 年 3 月 16 日に開催されました第 158 回通常総代会におきまして今年度の予算が審議され可決承認をされましたことを謹んでご報告をいたします。

今年度の賦課金につきましては、組合員の皆様に地目「田」1,000㎡あたり年間 1,000 円、地目「陸田」1,000㎡あたり年間 700 円の増額ご負担をお願い申し上げます。(下記参照) 今日の世界情勢の中で改良区運営には皆様のご協力無くして果たせない状況になっておりますことを何卒、ご理解を賜りたくお願い申し上げます。

新型コロナウイルス流行はここへきて社会的な落ち着きを見せておりますが、まだまだ油断はできません。そうした中での令和 5 年度がスタートしここ牛久沼土地改良区管内の「米」作りが始まりました。昨年度から続く電気料高騰も安定した運営の懸念材料となっており電気料金の価格動向を注視しながらのかじ取りになります。お願いばかりのご挨拶となり大変心苦しい限りではございますが、8 月中旬までの用水期間中の「節電」・「節水」につきまして皆様のご協力をいただきたく切にお願いを申し上げます。管内の美しい稲田へ用水確保に努めることを本命に役職員懸命に努力をいたします。そのために、水路施設や機場の維持管理に努め維持費の温存に努め、国、県、市へ請願を行い農家の皆様のことをアピールし、組合員皆様方のお気持ちを担うべく働きかけてまいります。また、賦課金の徴収にも注力し未納賦課金回収に取り組んでおります。悪質滞納者や役職員での対応が限界となっている組合員の増加に伴いそうした方々に対しましては、弁護士事務所へ未収賦課金回収業務を委託しております。

本年も組合員皆様様の田に「黄金の稲穂 揺れる豊穡の秋」を迎えることが出来ますことを御祈念申し上げましてご挨拶いたします。

令和 5 年度 賦 課 金

区 分	賦課種別	地 目	期 別	賦 課 単 価 (1,000 ㎡当)	納 入 期 限
一 般	経 常	田	前期	5,500 円	5 月 10 日～ 5 月 31 日
			後期	5,500 円	5 月 10 日～10 月 31 日
		陸田	前期	3,850 円	5 月 10 日～ 5 月 31 日
			後期	3,850 円	5 月 10 日～10 月 31 日
馴 馬 谷 津 地 区	経 常	田	前期	5,000 円	5 月 10 日～ 5 月 31 日
			後期	5,000 円	5 月 10 日～10 月 31 日
川原代 2 区 3 区地区	特 別	田	前期	5,000 円	5 月 10 日～ 5 月 31 日
			後期	5,000 円	5 月 10 日～10 月 31 日

口座振替ご利用の皆様へ 通帳記帳をもって領収書に代えさせていただきます。

※確定申告などで賦課金の領収書が必要になりますので大切に保管をお願い致します。

◆◆◆賦課金の未納・滞納等について◆◆◆

賦課金の未納、滞納は改良区運営に影響があります。また、公平な観点から未納者、滞納者の方の催促個別訪問を行い納付をお願いしております。

特別な事情により、分納等ご相談をご希望の方は改良区までお問い合わせください。

なお、地域でのご要望や困ったことがありましたら各地区の役員・総代の方にもご相談ください。

◆長期滞納者に対して滞納処分を執行しました◆

令和 4 年 12 月土地改良法第 39 条第 5 項の規定に基づく滞納処分の差押(農地)を執行致しました。

令和 3 年度 収 支 決 算

一 般 会 計		(単位：円)	
歳 入		歳 出	
組 合 費	123,292,404	事 務 費	82,181,094
決 済 金	1,652,238	維 持 管 理 費	51,011,908
使 用 料	195,511	区 債 及 び 借 入 金	9,279,027
県 支 出 金	500,000	負担金及び分担金	570,375
市 町 支 出 金	13,952,365	諸 支 出 金	3,376,504
繰 入 金	800,000	選 挙 費	0
繰 越 金	16,334,349	固定資産取得支出	0
諸 収 入	4,626,960	事 業 費	0
固定資産売却収入	0	予 備 費	0
補 助 金	0		
借 入 金	0		
歳 入 合 計	161,353,827	歳 出 合 計	146,418,908

歳入・歳出合計差引残額 14,934,919 円は翌年度へ繰越致しました。

特 別 会 計		(単位：円)	
会 計 名	歳 入	歳 出	次 年 度 繰 越 額
馴 馬 谷 津 地 区	42,804,431	27,035,497	15,768,934
川原代 2 区 3 区地区	40,874,489	39,053,462	1,821,027
基 本 財 産 積 立 金	18,345,279	0	18,345,279
職員退職給与金積立金	18,890,813	0	18,890,813

令和 3 年度の収支決算につきましては第 157 回臨時総代会の承認を受けて掲載させていただきました。

■ 令和 4 年 10 月 20 日 第 157 回臨時総代会開催される ■■■■■■■■■■

議長に大宮地区石島能史総代を選出し、議事に入り全案原案通り可決承認されました。

議案第 1 号 令和 4 年度一般会計収支補正予算議決について

報告第 1 号 令和 3 年度決算監査報告について

議案第 2 号 令和 3 年度一般会計収支決算の承認について

議案第 3 号 令和 3 年度馴馬谷津地区特別会計収支決算の承認について

議案第 4 号 令和 3 年度川原代 2 区 3 区地区特別会計収支決算の承認について

議案第 5 号 令和 3 年度基本財産積立金特別会計収支決算の承認について

議案第 6 号 令和 3 年度職員退職給与金積立金特別会計収支決算の承認について

議案第 7 号 令和 3 年度財産目録の承認について

議案第 8 号 令和 3 年度事業報告の承認について

パイプラインの個人負担について

パイプラインの蛇口盗難・破損が多発しております。パイプライン蛇口の管理につきましては、個人でお願いすると共に、盗難及び破損につきましては個人負担とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

用水期間終了後、パイプラインの蛇口は開けておいてください。冬季期間中に蛇口が凍結して破損するおそれがあります。

用水路・排水路の立木伐採のお願い

近年、水路脇の立木伐採の要望が増えております。大きくなり過ぎた立木は業者に依頼して伐採することになり料金が発生してしまいます。職員で伐採等の対処をしておりますが管内全ての対応は難しいため、農業用水路に立木が生えているのに気が付いた際は、出来る限りで構いませんので組合員皆様のご協力をお願いいたします。

令和 5 年度 一般会計収支予算

(単位：千円)

歳 入		歳 出	
土地改良事業収入	165,757	土地改良事業費支出	106,854
附 帯 事 業 収 入	4,190	附 帯 事 業 費 支 出	10
基本財産運用収入	184	一 般 管 理 費 支 出	106,212
特定資産運用収入	1	土地改良事業負担金支出	23,504
補 助 金 等 収 入	11,625	借 入 金 返 済 支 出	6,330
寄 付 金 収 入	101	支 払 利 息	780
業務受託料収入	500	固定資産取得支出	305
雑 収 入	2,262	出 資 金 取 得 支 出	1
借 入 金 収 入	43,501	基本財産積立支出	1
基本財産取崩収入	1	特定資産積立支出	4,002
特定資産取崩収入	13,801	雑 支 出	1,500
固定資産売却収入	5	繰 出 金	800
出資金返還収入	1	繰 越 金	37,390
繰 入 金	800	予 備 費	7,000
繰 越 金	51,960		
歳 入 合 計	294,689	歳 出 合 計	294,689

令和 4 年度から全ての特別会計が一般会計へ一本化されました。

■ 令和 5 年 3 月 16 日 第 158 回通常総代会開催される ■■■■■■■■■■■■

議長に大宮地区石島能史総代を選出し、議事に入り全案原案通りに可決承認されました。

議案第 1 号 規約の一部改正について

議案第 2 号 地区除外処理規程の一部改正について

議案第 3 号 施設使用並びに手数料徴収規程の一部改正について

議案第 4 号 現金預入先について

議案第 5 号 賦課金の賦課及び徴収方法等について

議案第 6 号 令和 5 年度役員及び総代報酬について

議案第 7 号 長期借入金の借入について（一般）

議案第 8 号 長期借入金の借入について（川原代 2 区 3 区地区）

議案第 9 号 長期借入金の借入について（川原代 2 区 3 区地区）

報告第 1 号 令和 4 年度中間監査報告について

議案第10号 令和 4 年度一般会計収支補正予算議決について

議案第11号 令和 5 年度一般会計収支予算議決について

議案第12号 未収賦課金の不納欠損処理について

資源を大切に！

田植期と出穂期は用水の必要時期となりますが、用水確保のためのかけ流しはやめましょう。

かけ流しを見つけた時は節電にもつながるため改良区で調整させていただきます。

水難事故防止

水路で遊ばない

水路に近づかない

土地改良区からのお知らせ

下記に該当する方は届出をお願い致します。

1. 組合員が亡くなったとき(死亡による名義変更をしたとき)
2. 農地を贈与・貸与・賃貸借・交換・売買したとき
3. 小作地を地主に返還したとき
4. 農業者年金受給のために経営移譲したとき
5. 住所変更をしたとき

※各種届け出は 3 月 31 日までに提出して下さい。4 月 1 日時点の台帳情報に基づき賦課されます。

◆排水放流・施設(用排水路敷地等)を使用するとき

当改良区にお問い合わせの上、申請をしてください。

◆口座振替の方で変更があるときは新たに口座振替依頼書を提出して下さい。

◆賦課金納付は簡単・便利・安全な口座振替をご利用ください。

◆農地を転用するときは、農地転用の申請をしてください。またその際は、当該年度の地区除外維持管理費を納めていただくことになっています。公共用地(道路等公共施設)として買収、寄付した土地についても同様です。また、市役所・法務局・農業委員会等の手続きだけでは改良区の台帳、組合員名簿の修正は出来ません。

直接、改良区への届け出が無ければ、従来通り元の組合員に賦課金が掛かります。名義が自動的に変更されることはありませんのでご注意ください。

◆土地改良区の組合員異動や農地の売買等において滞納賦課金がある場合は法律の規定により新しい組合員に支払義務が継承されます。(相続放棄された方は相続放棄についての書類(コピー可)の提出をお願い致します。)

休耕田、転作田にも賦課金が掛かります

≪陸田の耕作について≫

陸田(畑)で用水路から引水をしている場合は、「田」扱いとなります。

賦課金は田の年単価(11,000 円/1000 m²)で賦課されます。

そのような状況を確認できた場合は「田」の賦課金額をご請求させていただきます。